

『国民保護』現地対策本部用 訓練の手引き

第9回鳥取市国民保護訓練
平成27年11月15日(日)09:00~12:00

鳥取市佐治地区(尾際・河本集落及び佐治小学校体育館)

“『国民保護』現地対策本部用訓練の手引き”について

《本“手引き”作成の目的》

国民保護において、市町村の担う主な役割は、国民保護法第二章第二節第47条に記載の『市町村長による警報の伝達』、同じく第三節に記載の『避難住民の誘導』、同じく第62条第6項に記載の『避難住民誘導時の食品・飲料水・医療の提供』であり、現地対策本部となる「総合支所」が、これらの役割を訓練する場合の実施手順及び留意事項を、写真等を活用して解説し、訓練の一助にさせていただくものです。

《本“手引き”の掲載場所》

* [「庁内ライブラリ」](#) > [「危機管理課」](#) > [「●国民保護関係」](#) > [「『国民保護』訓練の手引き」](#) のフォルダ内

《本解説使用上の注意》

* 使用にあたっては、各スライド記載内容のほか、スライドの“[ノート部分](#)”の記載事項も活用されたい。

* 各スライドの[左上部にスライド番号](#)を記載しております。

【目次】

1 国民保護訓練とは	…スライド〈ノート〉①
2 訓練シナリオの考え方	…スライド〈ノート〉③
3 国民保護法で示されている市町村の実施事項	…スライド④～⑥
4 訓練編成の考え方	…スライド〈ノート〉⑦
5 訓練実施要領の一例	…スライド⑧～⑩
6 『避難実施要領』の一例と考え方	…スライド〈ノート〉⑪～⑫
7 『避難実施要領』の住民伝達要領	…スライド〈ノート〉⑬
8 国民保護時の『安否情報収集票』	…スライド〈ノート〉⑭
9 住民避難における指示・報告・連絡系統の一例	…スライド〈ノート〉⑮
10 現地対策本部（総合支所）における『住民避難』の実施手順	…スライド〈ノート〉⑯～⑳
11 訓練終了時の体制（講評実施状況等）	…スライド〈ノート〉㉑

訓練開始前の状況（想定）		参照:『鳥取市国民保護計画(25.3改正)』第3章「構想」第6章「国民保護対策本部等、通信」		
数日前	能登半島付近で国籍不明の不審船の漂着が確認された。 鳥取県警察・海上保安庁境海上保安部は県内沿岸部を警備強化	市・支所《平時体制》緑 参照:計画P90「職員の活動体制」		
前日	早朝、鳥取海上保安署により白兔海岸の岸壁に不審船の漂着を確認、警察による警備強化	市《注意体制》青		
11.14(土)	夕方、市民から警察へ鳥取市矢矯(やはぎ)毛無山方向に不審な集団が移動しているのを目撃したとの通報あり。	市《警戒体制》黄、支所《注意体制》青		
当日	佐治川ダム職員との連絡が途絶えたとの複数の職員家族らの警察への通報があり、警察による捜査の結果、外国語を話す小銃・叩つりナイフ等で武装された集団に占拠されているのが確認された。（想定）	市・支所《非常体制》赤		
11.15(日)	08:00	市は、危機管理対策本部を本庁舎に設置し、現地対策本部の開設を指示するとともに、県に通知、緊急対処事態の認定及び自衛隊の治安出動を要請（想定） 警察は佐治川ダム周辺地域の立入禁止区域の設定、海上保安庁は引き続き海上警備を実施、東部消防局は住民避難支援を準備、自衛隊は警察と協同して武装集団の掃討を準備、あわせて住民避難支援に関する行動を準備（想定）		
08:30	政府は、「緊急対処事態」を認定、自衛隊に治安出動を発令するとともに、域外避難を確定、県は、緊急通報を発令するとともに、岡山県に対して住民避難に関する応援を要請した。警察は、避難住民の交通規制を実施（想定）			
08:40	参照:計画P19「段階区分」計画P25「緊急通報の発令」			
08:40	市は、緊急通報発令の通知を受け佐治小に現地調整所を設置、関係機関に現地調整所（佐治小）への招集、一時避難所（佐治小）設置のための職員派遣、日本赤十字社鳥取県支部に一時避難所（佐治小）での支援等に関する要請を実施（想定） 参照:計画P21「避難の概要」別紙第3「緊急避難段階の計画」			
08:45	現地対策本部は、自治会・消防団及び所轄の警察・消防に対し、住民避難支援を要請する。自家用車等自力移動可能者は逐次佐治小学校（一時避難所）グラウンド地域への移動を促す。（想定） 参照:計画P88「現地対策本部の役割」P101「自主防災組織等に期待する取組み」			
訓練開始後の状況（実動）・実施事項		生起する問題点	行動案	行動原案
09:00	市は現地対策本部会議を開催、避難要領を確定 ①中・柘原地区は岡山県が実施(想定) ②尾際(おわい)・河本地区の住民避難(実動)→その他の地区避難(想定)	自衛隊の到着は10:15 (輸送車両はマイクロバス×5)	案-1:自衛隊の到着を待つ 案-2:警護なしで輸送開始 案-3:警察先導で輸送開始	案-3、到着を待ついとまがない
09:30	現地調整所に自衛隊以外の関係機関の代表者到着、避難実施要領を伝達し現地調整を実施、避難用マイクロバスが一時避難所に到着	警察の先導時、避難広報が不十分	案-1:消防団で対応 案-2:消防団、消防署で対応	案-2、あらゆる手段の活用
10:00	防災行政無線等による避難要領を伝達	防災行政無線放送の不明瞭	案-1:自治会長等への電話 案-2:消防団への伝達	案-1,2の併用、関係者への一斉伝達徹底
第1便発	関係機関による尾際地区避難誘導の開始(片道15分、2便は河本地区)			
10:15	残留住民からの火災発生通報(複数火点)→同時複数力所の消火活動	消防機関の適切な運用	消防署の運用による。	
10:30	自衛隊警護の第2便発→往路異常なく集合地点へ到着(10:45) →消火活動遅延で収容できない避難住民の発生(→第3便を準備・収容)	第3便の警護要領	案-1:警察・自衛隊協同 案-2:自衛隊単独	案-2、指揮の容易性、危険地域への接近
11:00	残留住民からの火災発生通報(複数火点)→同時複数力所の消火活動	消防機関の適切な運用	消防署の運用による。	
11:20	消火活動住民の収容(尾際→河本→体育館)、人員輸送終了			
11:30	訓練講評→炊出しの配布			
12:00	避難住民等は避難用バスで尾際地区のバス乗車位置へ移動、到着後解散			

●警報の発令等（国民保護法第二章 住民の避難に関する措置 第一節）

【44条 警報の発令】対策本部長(内閣総理大臣)は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、**警報を発令**しなければならない。

【44条-2項 警報に定める事項】①武力攻撃事態等の現状及び予測 ②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ③住民及び公私の団体に
対し周知させるべき事項

【45条 対策本部長等による警報の通知】対策本部長は、警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

【45条-3項】総務大臣は、直ちに、その内容を**都道府県知事に通知**しなければならない。

【46条 都道府県知事による警報の通知】都道府県知事は、通知を受けたときは、直ちに、その内容を**市町村の長、関係機関に通知**しなければならない。

【47条 市長村長による警報の伝達等】市町村長は、通知を受けたときは、直ちにその内容を**住民及び関係のある公私の団体**に伝達するとともに**関係機関**に通知
しなければならない。

【47条-2項】市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努
めなければならない。

【47条-3項】**都道府県警察**は、市町村と協力し、**通知の内容の伝達**が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

【48条 指定行政機関の長その他の者による警報の伝達】指定行政機関・指定地方行政機関の長及び**都道府県知事等**は、通知を受けたときは、速やかに、その内容
を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

【50条 警報の放送】**放送事業者**である指定公共機関及び指定地方公共機関は、通知を受けたときは、**速やかに、その内容を放送**しなければならない。

●避難の指示等（国民保護法第二章 住民の避難に関する措置 第二節）

【52条 避難措置の指示】対策本部長(内閣総理大臣)は、警報を発令した場合、**住民の避難が必要**であると認めるときは、**総務大臣**を経由して、**関係都道府県知事**
に対し、直ちに、所要の住民の**避難に関する措置を講ずべきことを指示**するものとする。

【52条-2項 避難措置の指示に示す事項】①住民の避難が必要な地域(「**要避難地域**」) ②住民の避難先となる地域(「**避難先地域**」) ③住民の避難に関して関係
機関が講ずべき措置の概要

【54条 避難の指示】避難措置の指示を受けたときは、**要避難地域を管轄する都道府県知事は、要避難地域を管轄する市町村長**を経由して、当該**要避難地域の住民**
に対し、直ちに、**避難すべき旨を指示**しなければならない。

【54条-2項 避難指示に示す事項】**都道府県知事**は、避難の指示をするときは、52-2項に掲げる事項のほか、①**主要な避難の経路** ②**避難のための交通手段** ③**避
難の方法** を示さなければならない。

【54条-4項】市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用しできる限り速やかに**避難指示の内容を住民及び関係のある公私の団体**に伝達するよう努
めなければならない。

【58条 都道府県の区域を越える住民の避難】避難措置の指示を受け、都道府県の区域を越えて住民に避難させる必要があるときは、**関係都道府県知事は、避難住
民の受入について、あらかじめ協議**しなければならない。

●避難住民の誘導（国民保護法第二章 住民の避難に関する措置 第三節）

【61条 避難実施要領】市町村長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、**避難実施要領**を定めなければならない。

【61条-2項 避難実施要領に定める事項】①避難の経路、避難の手段、避難の方法に関する事項 ②避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、避難住民の誘導に関する事項 ③避難の実施に関し必要な事項

【61条-3項】市町村長は、**避難実施要領**を定めたときは、直ちに**住民及び関係のある公私の団体**に伝達するとともに当該市町村の区域を管轄する**消防長、警察署長、海上保安部長等**及び政令で定める**自衛隊の部隊等の長**並びにその他の関係機関に**通知**しなければならない。

【61条-4項】市町村長は、**サイレン、防災行政無線その他の手段**を活用し、速やかに**避難実施要領**の内容を**住民及び関係のある公私の団体**に伝達するよう努めなければならない。

【62条 市町村長による避難住民の誘導等】市町村長は、当該市町村の**職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導**しなければならない。

【62条-2項】市町村長は、**消防**に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の**組合の管理者又は長**は、当該消防組合を組織する市町村の長が、避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の**消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導**しなければならない。

【62条-3項】消防団は、**消防長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。**

【62条-6項】市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、**食品の給与、飲料水の供給、医療の提供**その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【63条 警察官等による避難住民の誘導等】市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、**警察署長、海上保安部長等**又は出動を命ぜられた**自衛隊の部隊等の長**に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（**警察官等**）による**避難住民の誘導**を行うよう**要請**することができる。この場合、市長村長は、都道府県の知事に通知するものとする。

【63条-2項】都道府県知事は、避難住民を誘導する市町村長から求めがあったとき、又は当該市町村長の求めを待ついとまがないと認めるときは、警視総監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう**要請**することができる。

【64条 市町村長との協議等】警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（**警察署長等**）は、あらかじめ**関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。**

【64条-3項】市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、**避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、警察署長等**に対し、**避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請**することができる。

【66条 避難住民を誘導する者による警告、指示等】避難住民を誘導する**警察官等**又は62条-1項・2項の規定により**避難住民を誘導する者**は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、**危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者**に対し、必要な**警告又は指示**をすることができる。

【66条-2項】警察官又は海上保安官は、**危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去**その他必要な措置を講ずることができる。

【66条-3項】警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、避難住民を誘導している**消防吏員**又は**自衛官**の職務の執行について準用する。

●避難住民の誘導（国民保護法第二章 住民の避難に関する措置 第三節）

【70条 避難住民の誘導への協力】避難住民を誘導する警察官等又は62条-1項・2項の規定により避難住民を誘導する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

【70条-2項】警察官等又は62条-1項・2項の規定により避難住民を誘導する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

●救援（国民保護法第三章 避難住民等の救援に関する措置 第一節）

【74条 救援の指示】対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示をしたときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

【75条 救援の実施】都道府県知事は、救援の指示を受けたときは、避難住民等で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、救援の指示を待たないで行うことができる。

①収容施設 ②炊出し（食品・飲料水） ③被服・寝具・生活必需品 ④医療
⑤捜索・救出 ⑥埋葬・火葬 ⑦電話・通信施設

【76条 市町村長等による救援の実施等】都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

【76条-2項】市長村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

【77条 日本赤十字社による措置】日本赤十字社は、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

【77条-3項】都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

【80条 救援への協力】都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認められるときは、避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。

【80条-2項】都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

●安否情報の収集等（国民保護法第三章 避難住民等の救援に関する措置 第二節）

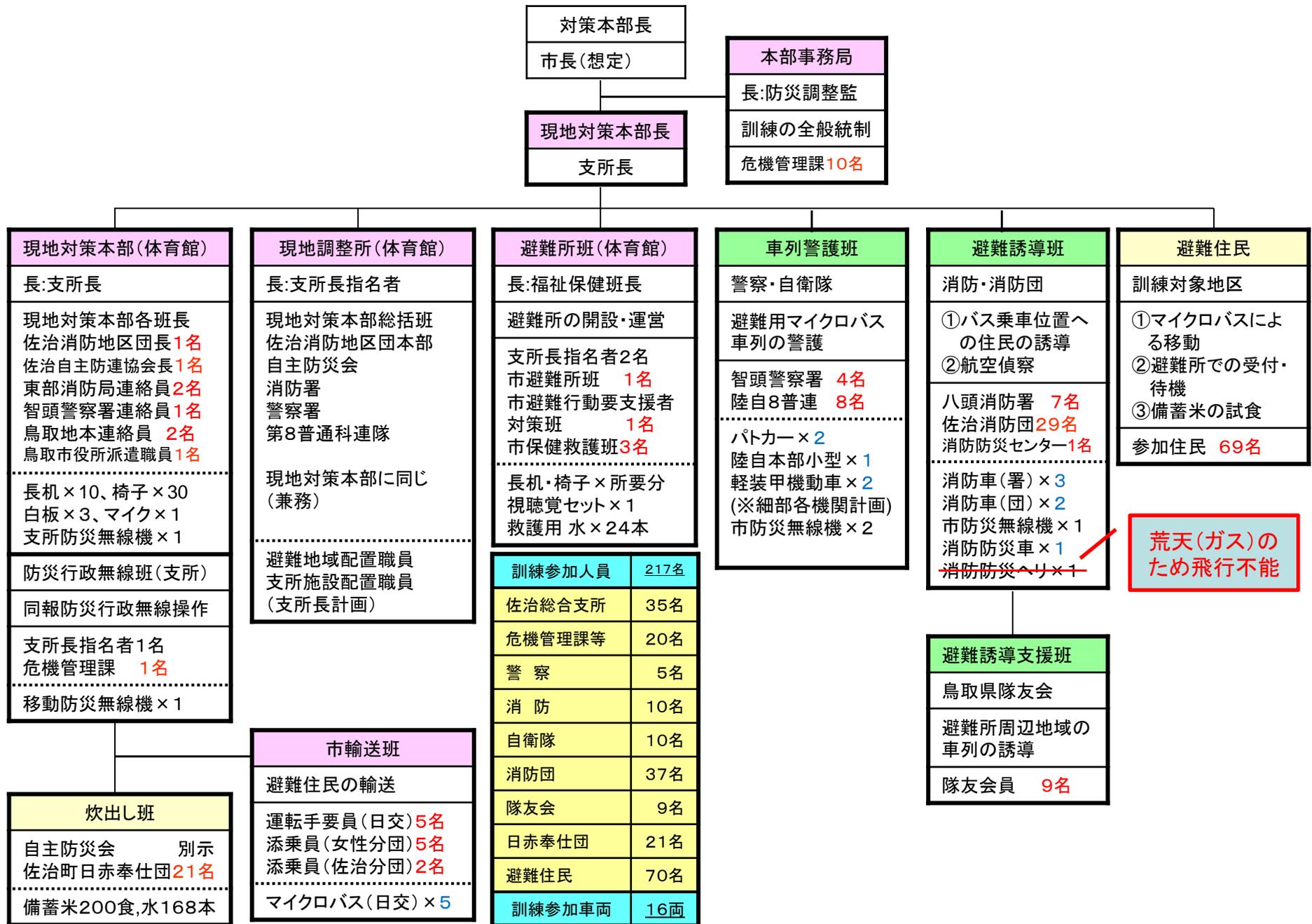
【94条 市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集】市町村長は、避難住民の安否に関する情報を収集・整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。

【94条-2項】都道府県知事は、報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集・整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、安否情報を報告しなければならない。

【95条 総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供】総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

【96条 外国人に関する安否情報】日本赤十字社は、総務大臣・地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集・整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

【96条-2項】総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。



区分	訓練項目	市対策本部	現地対策本部	警察・自衛隊	消防・消防団	自主防災会等	住民	
想定	数日前	能登半島付近で国籍不明の不審船の漂着が確認された。 鳥取県警察・海上保安庁境海上保安部は県内沿岸部を警備強化、市・支所は《平時体制》緑						
	前日	早朝、鳥取海上保安署により白兔海岸の岸壁に不審船の漂着を確認、警察による警備強化、市は《注意体制》青 夕方、市民から警察へ鳥取市矢矧(やはぎ)毛無山方向に不審な集団が移動しているのを目撃したとの通報あり。市は《警戒体制》黄、支所は《注意体制》青						
	当日 08:00	佐治川ダム職員との連絡が途絶えたとの複数の職員家族らの通報があり、警察による捜査の結果、外国語を話す小銃・叩つらフチャ等で武装された集団に占拠されているのが確認された。(想定) 市は、危機管理対策本部を本庁舎に設置し、現地対策本部の開設を指示するとともに、県に通知、緊急対処事態の認定及び自衛隊の治安出動を要請 (想定) 警察は佐治川ダム周辺地域の立ち入り禁止区域の設定、海上保安庁は引き続き海上警備を準備、東部消防局は住民避難支援を準備、自衛隊は警察と協同して武装集団の掃討を準備、あわせて住民避難支援に関する行動を準備(想定)						
警報の発令等・想定	08:05 警報の発令	●対策本部長(内閣総理大臣)による 警報の発令 (想定) ● 警報に定める事項 :①武力攻撃事態等の現状及び予測 ②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ③住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項						
	警報の通知	●対策本部長(通知)→ 総務大臣 (通知)→ 県知事 (通知)→ 市長・関係機関 (想定)						
	警報の伝達等(屋内避難) (想定)	通知内容を現地対策本部へ伝達《 文書で現地対策本部長に付与 》	住民・関係公私の団体に伝達するとともに関係機関に通知 ●住民等:防災行政無線 ●関係機関:会議伝達	現地対策本部会議への参加 ●智頭警察署 ●陸自鳥取地本	現地対策本部会議への参加 ●八頭消防署 ●佐治地区消防団	現地対策本部会議への参加 ●自主防会長	防災行政無線により、 屋内避難	
想定	08:30	政府は、「緊急対処事態」を認定、自衛隊に治安出動を発令するとともに域外避難を確定。県は、「緊急対処事態」認定通知を受け、岡山県に対して住民避難に関する応援を要請した。県警の一部は避難住民の交通統制を実施(想定)						
	08:40	市は、「緊急対処事態」認定通知を受け、関係機関に 現地調整所(佐治小) への招集、 一時避難所(佐治小) 設置のための職員派遣、日本赤十字社鳥取県支部に 一時避難所(佐治小) での支援等に関する要請を実施(想定)						
避難の指示・想定	08:45 避難措置の指示	●対策本部長(内閣総理大臣)による避難措置の指示→ 総務大臣 を経由→ 関係都道府県知事に避難に関する措置を講ずべきことを指示 ● 避難措置の指示に示す事項 :①住民の避難が必要な地域(「 要避難地域 」) ②住民の避難先となる地域(「 避難先地域 」) ③住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 (想定)						
	避難指示	● 県知事は、要避難地域を管轄する市長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示 (想定) ● 避難指示に示す事項 : 避難措置の指示 に掲げる事項のほか、① 主要な避難の経路 ② 避難のための交通手段 ③ 避難の方法						
	避難指示の伝達	● 現地対策本部長は、防災行政無線で避難指示の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達 (想定)《 文書で避難指示内容を付与 》 ● 対策本部長は、防災行政無線で、佐治周辺の総合支所管内住民への避難指示の内容の周知を図る。 (想定)						

区分	訓練項目	市対策本部	現地対策本部/調整所	警察・自衛隊	消防・消防団	自主防災会等	住民
避難住民の誘導	09:00 避難実施要領(案)の伝達	<p>●対策本部長は、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領(案)を策定し、伝達する。《文書で避難実施要領を現地対策本部長に付与》(中・栃原地区は岡山県が実施(想定)、尾際地区の住民避難(実動)→余戸・河本地区の避難(想定)、自力移動困難者の避難(実動)、自力移動可能者の避難(想定)として実施)</p> <p>●避難実施要領に定める事項：①避難の経路、避難の手段、避難の方法に関する事項 ②避難住民の誘導の実施方法、避難住民の(別紙第3の様式使用) 誘導に係る関係職員の配置、避難住民の誘導に関する事項 ③避難の実施に関し必要な事項</p>					
	09:00～09:30 避難実施要領確定	避難実施要領(案)を現地対策本部へ伝達《文書で現地対策本部に付与》	関係機関の意見を聴いて、 避難実施要領 を確定する。 ●避難要領(案)に対する関係機関への意見聴取により細部要領を確認・決定 ●一時避難所の開設	現地対策本部会議での意見具申 ●智頭警察署 ●陸自鳥取地本	現地対策本部会議での意見具申 ●八頭消防署 ●佐治地区消防団	現地対策本部会議への参加 ●自主防会長	バス乗車位置への移動準備
	09:30～ 現地調整所開設	<p>●現地調整所に自衛隊以外の関係機関の主力到着、各関係機関ごと避難実施要領を伝達し相互調整を実施→事後の行動を準備</p> <p>●避難用マイクロバスが一時集合場所に到着</p> <p>●陸自第8普通科連隊の到着予定時刻：10:15</p>					
	10:00 避難実施要領伝達 1便出発	避難状況の把握	①住民等への伝達 ②車列第1便出発統制(バス乗車位置への移動) ●住民等:防災行政無線 ●市輸送班(バス×5両)	車列の警護 ●智頭警察署 陸自鳥取地本:第8普通科連隊の掌握→「避難実施要領」伝達	現地での避難住民の誘導(拡声器等を使用したバス乗車位置への誘導) ●八頭消防署 ●佐治地区消防団	自治会長等との連絡調整 ●自主防会長	バス乗車位置への集合(1便)
	10:02 不測事態対処 ①	①『防災行政無線放送の不明瞭』(実際にあった場合に対応)→現地調整所で協議→対応策の案出→実行→					
		対処状況の把握	電話連絡者への放送内容の個別伝達	車列の警護 ●智頭警察署	拡声器等を使用したバス乗車位置への誘導	自治会長等への電話連絡等	近隣に、内容確認
	10:15 不測事態対処 ② 1便乗車	②『要避難地域・一時避難所近傍での同時2カ所の火災発生』《文書で現地調整所に付与》→現地調整所で協議→対応策の案出→実行→					
		対処状況の把握	①消防署・団へ火災伝達 ②消防署・団の運用確認 ③第1便住民の受入	車列の警護 ●智頭警察署	①消防署・団の運用決定 ②消防署・団による消火活動(火点:津無・尾際) ③航空偵察(火災の状況)→映像伝送(現地調整所)	第1便住民の受入支援	1便住民バス乗車
10:30 2便出発	避難状況の把握	車列第2便出発統制(バス乗車位置への移動) ●市輸送班(バス×5両)	車列の警護 ●第8普通科連隊 智頭警察署:避難所警備	現地での避難住民の誘導 ●佐治地区消防団の一部 八頭消防署:消火活動	自治会長等との連絡調整 ●自主防会長	バス乗車位置への集合(2便)	
10:45 2便乗車		第2便住民の受入	車列の警護 ●第8普通科連隊	2便住民の乗車完了後→一時避難所に集結	第2便住民の受入支援	2便住民バス乗車	

区分	訓練項目	市対策本部	現地対策本部/調整所	警察・自衛隊	消防・消防団	自主防災会等	住民
避難住民の誘導	10:15頃	③:『消火活動中の住民の別途輸送所要の発生』→第3便(尾際～河本～体育館)の準備→警護要領の案出(自衛隊単独で対処:指揮の容易性・危険地域への接近)ー現地調整所で協議→対応策の案出→実行ー					
	11:00 3便出発	避難状況の把握	車列第2便出発統制 (バス乗車位置への移動) ●市輸送班(バス×5両)	車列の警護 ●第8普通科連隊 智頭警察署避難所警備	現地での避難住民の誘導 ●佐治地区消防団の一部 八頭消防署:消火活動	自治会長等との連絡調整 ●自主防会長	バス乗車位置への集合(3便)
	11:00 不測事態 対処 ④		①消防署・団へ火災伝達 ②消防署・団の運用確認		①消防署・団の運用決定 ②消防署・団による消火活動(火点:大井・津野) ③航空偵察(火災の状況) →映像伝送(現地調整所)		
	11:15 3便乗車 (尾際)		第3便住民の受入	車列の警護 ●第8普通科連隊	3便住民の乗車完了後 →一時避難所に集結	第3便住民の 受入支援	3便住民 バス乗車
	11:25 3便乗車 (河本)						
	11:35	第3便が一時避難所(佐治小体育館)へ到着、避難住民の輸送完了 → 訓練終了					
	11:45 訓練講評	講評: 県庁、挨拶: 佐治地区自主防会長・総合支所、参加者: 訓練参加者(大井・津野地区消火訓練参加者を除く。)全員					
	講評終了 ～12:00	炊出しα米・ボトル水の受領(各関係機関の代表がまとめて受領) ※訓練参加住民優先(計200食)					
救 援	炊出し 09:00 ～12:00		◎炊出し実施住民の把握(調整) ◎日赤奉仕団との打合			●日赤奉仕団の指導の下、一部の住民で炊出しを実施、講評終了後配食	
安 否 情 報 の 収 集	一時避難 所での安 否確認	本庁から増援 ●避難所班 2名 ●市避難行動要支援者 対策班 1名 ●市保健 救護班 3名	◎福祉保健班による「安否情報収集様式」使用の受付体制の確立 ◎「安否情報収集様式」用紙の準備(避難者全員分) ◎受付用筆記具・回収箱等の準備			受付対応支援	受付、安否情報収集用紙への記入(各人)

避難実施要領

鳥取市長
11月15日10時00分現在

1 警報の内容（事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項）

国籍不明の不審船に乗った武装グループが白兎海岸から上陸し、11月15日(日)08:00頃、佐治川ダム事務所を占拠し、ダム爆破の恐れもあるため周辺市民の安全な場所への避難が必要

2 避難の指示（要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等）

- 《想定》
- 【ダム以西の佐治町集落】
 - 避難先：岡山県〇センター（駐車場 〇運動公園）、細部鳥取県計画

 - 【ダム以东の自力移動者】
 - 避難先：智頭町△センター（駐車場△運動公園）、細部鳥取県計画

 - 【尾際・河本集落の自力移動困難者】
 - 一時避難所(佐治小体育館)へ避難させたのち《想定》県計画で智頭町△センターへバス移動
 - 輸送要領：尾際住民の輸送(危険区域近傍)→河本住民の輸送 の順で実施する。
 - 各集落～バス乗車位置への避難誘導：市担任（協力：八頭消防署・佐治地区消防団）
 - 各集落～一時避難所間の住民バス輸送：市担任（警護：智頭警察署・陸上自衛隊第8普連）
 - 一時避難所の運営：市担任（応急給食・給水、応急処置、**安否情報収集**）

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）

要避難地域	【 尾 際 】	【 河 本 】
要避難者数	(備考： <u>39</u> 名)	(備考： <u>30</u> 名)
避難行動要支援者数	(備考： <u>2</u> 名)	(備考： <u>1</u> 名)
一時避難所	佐治小学校体育館（鳥取市佐治町福園41）	
バス乗車位置	『尾際生活改善センター』	『河本橋』
集合方法	自宅から徒歩移動	
集合時間	平成27年11月15日（日） 10:15	平成27年11月15日（日） 10:45
避難経路	尾際生活改善センター～国道482号～佐治小学校グラウンド	河本橋～国道482号～佐治小学校グラウンド
避難手段	市で準備するマイクロバス5両	
輸送要領（基準）	10:00佐治小発（5両）～1015尾際生活改善センター～ 10:30佐治小着	10:30佐治小発（5両）～1045河本橋～11:00佐治小着
	※休憩地点:余戸平成会館 ※不測事態発生時は別に示す要領で実施	

4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）

避難施設名称	佐治小学校体育館
所在地	〒689-1316 鳥取市佐治町福園41番地
連絡先	特設公衆電話：《想定》〇〇〇〇（□□）△△△△
《避難に当たっての留意事項》	
避難誘導中の食料	15日(日)12:00頃、避難者各人にアルファ米1食を配食
携行品	上記以外に必要な食料・飲料水・着替え等の必需品は各人携行
服装等	動きやすい服装
追加情報の伝達方法	一時避難所（佐治小学校体育館）到着後、館内放送で伝達

5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項2号）

職員の配置 場所・人数	①避難用マイクロバス添乗員：女性消防分団員1名ずつ乗車 ②尾際バス乗車位置の誘導員：佐治支所職員4名配置 ③河本バス乗車位置の誘導員：佐治支所職員3名配置 ④トイレ休憩所位置の誘導員：佐治支所職員1名配置
職員間の連絡	市防災無線機又は携帯電話
関係機関との連絡	市防災無線機（状況により、携帯電話を活用）
避難行動要支援者の避難誘導方針	①バス乗車位置まで住民支援により移動 ②支所の準備する介護支援車両で個別に一時避難所に輸送 ③対象人員が多数の場合は、佐治福祉協議会に支援要請
残留者の確認 方法	①自治会・消防団等による呼びかけ ②一時避難所受付での確認（聞き取り等）
残留者への対処要領	マイクロバス運行計画の修正 → ①「増便」による対処 → ②輸送車両の緊急調達

6 緊急時の連絡先

鳥取市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話：0857-20-3118 FAX：0857-20-3040
佐治町総合支所 現地対策本部	電話：0858-88-0211 FAX：0858-89-1552

『避難実施要領』の住民伝達要領

「避難実施要領」の住民への伝達手段は、①防災行政無線 ②消防・消防団による避難広報 があるが、「避難実施要領」全文を読み上げるのではなく、要約して簡潔に伝達する。

【例文】

訓練広報日時	平成27年11月15日（日）午前10時00分							
広報実施機関 要領・手段	防災行政無線		警 察	消 防	消防団	自主防災会	報 道	その他
	危機	支所						
	×	○	×	広報車	広報車	口頭・電話	×	×
<p>《広報文の内容》</p> <p>【チャイム 上り4音】</p> <p>①こちらは、「ぼうさいとっとりさじちょう」です。</p> <p>②国民保護訓練に参加される皆さんに連絡します。（←ここから繰り返し）</p> <p>③ただ今より、「住民避難訓練」を行います。</p> <p>④訓練に参加される皆さんは、リーダーの指示に従い、それぞれの時間までにバス乗車位置に歩いてお集り下さい。</p> <p>⑤バス乗車位置と集合時間は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●尾際(おわい)集落は、『尾際生活改善センター』に、10:15までに ●河本(かわもと)集落は、『河本橋』に、10:45までに <p>集合願います。</p> <p>⑥集合場所で避難人数を確認したのち、佐治小学校体育館へ移動します。現地の避難誘導員の指示に従って下さい。</p> <p>⑦リーダーは、要支援者の方の避難を手配して下さい。支援者は、要支援者の方を手助けして下さい。</p> <p>⑧繰り返します。これは訓練放送です。②～⑦を再度読み上げる。</p> <p>⑨以上、訓練放送を終わります。</p> <p>【チャイム 下り4音】</p>								

国民保護時の『安否情報収集票』

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(27年11月15日 ○ 時○○分)

① 氏名	佐 治 太 郎
② フリガナ	サ ジ タロウ
③ 出生の年月日	S 3 0 年 1 1 月 2 3 日
④ 男女の別	男 ・ 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	〒 6 8 9 - 1 3 1 6 鳥取市佐治町○○1111
⑥ 国籍	日 本 ・ その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷 ・ 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	〒 6 8 9 - 1 3 1 6 鳥取市佐治町福園41佐治小体育館
⑪ 連絡先その他必要事項	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない。
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備 考	

記入例

住民避難における指示・報告・連絡系統の一例

